

原義保存期間	5年(令和13年12月31日まで保存)
施行文書保存期間	5年(令和13年12月31日まで保存)

生企甲達第20号
令和8年3月6日

関係所属長 殿

石川県警察本部長

警備業関係事務処理要領の改正について(通達)

対号 令和6年3月28日付け生企甲達第59号「警備業関係事務処理要領の改正について(通達)」

この度、警備業関係の各種事務の適正な運用を図るため、別添のとおり、警備業関係事務処理要領を改正したので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、本通達の実施に伴い、対号は廃止する。

別添

警備業関係事務処理要領

第1 趣旨

この要領は、警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）、警備業法施行規則（昭和58年総理府令第1号。以下「府令」という。）、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習等規則」という。）、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）及び機械警備業者の即応体制の整備の基準等に関する規則（昭和57年石川県公安委員会規則第1号）に基づき、警備業に係る申請・届出の審査、行政処分等の事務処理について必要な事項を定めるものとする。

第2 認定申請書等の受理及び上申

1 認定申請書等の受理

警備業を営もうとする者及び警備業者（以下「警備業者等」という。）並びに警備員及び警備員になろうとする者（以下「警備員等」という。）が、警備業関係法令及びこの要領の規定に基づき、石川県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に提出する各種申請書、届出書及び承認願（添付書類を含む。以下「申請書等」という。）は、警察署長（以下「署長」という。）が申請書等を受理するとともに、速やかに許可等事務管理システムにより、申請等の内容について登録を行うものとする。ただし、講習等規則に基づく講習受講申込書の受理は、警察本部の業務を主管する課長（以下「本部主管課長」という。）が行うものとする。

2 警察本部長への上申

署長は、警備業者等又は警備員等から申請書等を受理したときは、遅滞なく申請者等に係る要件について審査を開始するとともに、不備等のあるときは、相当の期間を定めて補正を求め、警備業申請書等の上申について（別記様式第1号）により、当該申請書等を警察本部長（以下「本部長」という。）に上申しなければならない。

ただし、許可等事務の一部を警察本部へ集約している警察署（以下「業務集約警察署」という。）については、本部主管課長が審査等を行うので、業務集約警察署は、受理した申請書等を本部主管課長に送付すること。

第3 警備業認定等の事務

1 欠格事由の審査

(1) 認定申請書等

署長は、認定（認定更新）申請書（府令別記様式第1号）を受理した場合は、申請者等が法第3条各号に該当する者であるか否かを警備業（認定・認定更新・法第11条第1項変更）調査復命書（別記様式第2号）に基づき、身上調査及び前科照会その他所定事項の調査を確実に実施し、関係書類とともに本部長に上

申するものとする。

ただし、業務集約警察署については、本部主管課長が調査等を行うので、業務集約警察署は、受理した申請書等を本部主管課長に送付すること。

(2) 変更届出書

署長は、法第 11 条第 1 項の規定による変更届出書（府令別記様式第 6 号）を受理した場合は、変更に係る者が法第 3 条各号に該当する者であるか否かを警備業（認定・認定更新・法第 11 条第 1 項変更）調査復命書（別記様式第 2 号）に基づき、身上調査その他所定事項の調査を確実に実施し、関係書類とともに本部長に上申するものとする。

なお、法第 11 条第 3 項の規定による変更届出書（府令別記様式第 7 号）又は営業所設置等届出書（府令別記様式第 4 号）を受理した場合は、法第 11 条第 1 項の規定による変更届出書の提出先公安委員会で法第 3 条各号に該当するか否かを調査することから、署長は、当該届出書の記載事項及び添付書類に不備がないかどうかを確認の上、関係書類とともに本部長に上申するものとする。

ただし、業務集約警察署については、本部主管課長が調査等を行うので、業務集約警察署は、受理した申請書等を本部主管課長に送付すること。

(3) 機械警備業務開始届出書

署長は、機械警備業務開始届出書（府令別記様式第 18 号）又は機械警備業務変更届出書（府令別記様式第 19 号）を受理した場合は、警備業（機械警備業務開始・変更届出）調査復命書（別記様式第 3 号）に基づき、身上調査（当該届出書に石川県内の基地局に選任された機械警備業務管理者の記載がある場合に限る。）その他所定事項の調査を確実に実施し、関係書類とともに本部長に上申するものとする。

ただし、業務集約警察署については、本部主管課長が調査等を行うので、業務集約警察署は、受理した申請書等を本部主管課長に送付すること。

2 認定等

(1) 認定（更新）の通知

法第 5 条第 2 項の規定による認定の通知及び府令第 9 条に規定する有効期間更新の通知の方法は、事後の紛議を防止するため、口頭による通知のほか、本部主管課長が認定通知書（別記様式第 4 号）又は更新通知書（別記様式第 5 号）を作成し、申請書提出先署長を経由して申請者に交付するものとする。

なお、申請者が書面等の受領を拒否する場合は、口頭で通知した日時、通知した相手方、申出内容等を確実に記録化しておくこと。

(2) 不認定通知書等の交付

法第 5 条第 3 項の規定による法第 3 条各号のいずれかに該当する旨の通知又は法第 7 条第 3 項の規定による認定を更新しない旨の通知は、本部主管課長が不認定通知書又は認定不更新通知書を作成し、申請書提出先署長を経由して申

請者に交付するものとする。

(3) 認定の取消し

署長は、法第4条の認定を受けた警備業者で、法第8条各号に掲げるいずれかの事実が判明した場合において、警備業者が速やかに是正、回復の措置を執らないときは、認定の取消しを上申するものとする。

ただし、業務集約警察署については、本部主管課長が取消しの上申を行うので、業務集約警察署は、認知した内容を本部主管課に共有すること。

第4 管轄警察署への通知

本部主管課長は、法第4条の規定による営業の認定があったとき、及び第2の規定により各種届出書の上申等を受けた場合において、受理警察署管轄区域外に営業所、基地局又は待機所(以下「営業所等」という。)を有するものについては警備業営業所等通知書(別記様式第6号)に、当該認定申請書又は届出書の写し(添付書類を除く。)を添えて当該営業所等所在地を管轄する署長(以下「管轄署長」という。)に通知するものとする。

第5 警備員指導教育責任者兼任の承認

1 申請の受理

府令第39条第3項の規定による警備員指導教育責任者の兼任に係る承認願は、兼任に係る営業所の管轄署長が警備員指導教育責任者兼任承認願(別記様式第7号)により受理するものとする。

2 審査

管轄署長は警備員指導教育責任者兼任承認願を受理した場合は、要件を審査の上、本部長に上申するものとする。

ただし、業務集約警察署については、本部主管課長が要件の審査を行うので、業務集約警察署は、受理した警備員指導教育責任者兼任承認願を本部主管課長に送付すること。

3 通知

警備員指導教育責任者の兼任が承認された場合は警備員指導教育責任者兼任承認通知書(別記様式第8号)を、承認されない場合は警備員指導教育責任者兼任不承認通知書(別記様式第9号)を本部主管課長が作成して、管轄署長を経由して申請者に交付するものとする。

第6 講習の実施等

1 実施計画

本部主管課長は、県内の警備業の実態に応じ、年度ごとに警備員指導教育責任者講習及び機械警備業務管理者講習(以下「講習等」という。)の実施計画を策定するものとする。

2 公示

本部主管課長は、講習規則第2条に基づき、講習等の実施の30日前までに、実

施日時等を公示するものとする。

なお、公示の方法は、県警ウェブサイトに掲載するものとする。

3 講習受講申込書の受理

講習等規則第4条（第13条において準用する場合を含む。）の規定に基づく講習受講申込書（講習等規則別記様式第1号）は、本部主管課長が受理するものとする。

4 講習修了証明書の交付

講習等を実施したときは、講習終了後、当該講習の課程を修了した者に係る警備員指導教育責任者講習修了証明書（講習等規則別記様式第2号）又は機械警備業務管理者講習修了証明書（講習等規則別記様式第5号）を作成して、講習修了者に交付するものとする。

第7 資格者証の交付申請

1 資格者証交付申請書の受理

署長は、府令第42条第1項（第63条において準用する場合を含む。）の規定による警備員指導教育責任者（機械警備業務管理者）資格者証交付申請書（府令別記様式第13号）を受理したときは、申請者が法第22条第2項及び第4項又は第42条第2項及び第3項に該当する者であるか否かを警備員指導教育責任者（機械警備業務管理者）資格者調査復命書（別記様式第10号）に基づく調査を確実にを行い、関係書類とともに本部長に上申しなければならない。

なお、申請者の住所地が管轄外であるときは、管轄する警察署に申請するよう指導するものとする。

業務集約警察署については、本部主管課長が調査を行うので、業務集約警察署は、受理した申請書等を本部主管課長に送付すること。

2 資格者証の交付

申請者が法第22条第2項又は第42条第2項に該当する者であると認めるときは、本部主管課長が警備員指導教育責任者資格者証（府令別記様式第12号）又は機械警備業務管理者資格者証（府令別記様式第20号）（以下「資格者証」という。）を作成し、署長を経由し申請者に交付するものとする。

3 資格者台帳

署長は、資格者証を交付する際、本部主管課長から資格者証と同時に送付された警備員指導教育責任者資格者台帳（別記様式第11号）及び機械警備業務管理者資格者台帳（別記様式第12号）に所要事項の記載を求め、本部主管課長に返送するとともに、同台帳の写しを作成し保管するものとする。

4 講習等課程修了者と同等以上の知識等を有する者の認定

(1) 認定

法第22条第2項第2号及び第42条第2項第2号の規定による講習課程修了者と同等以上の知識及び能力を有する者の認定は、資格者証の交付申請があつ

た際に行うものとする。

(2) 添付書類

前記(1)の場合において府令第42条第3項第1号(第63条において準用する場合を含む。)の法第22条第2項第2号に掲げるものに該当することについて国家公安委員会で定める基準に適合することを証する書面は、警察教養修了証明書とする。

第8 検定等の実施等

1 検定

(1) 実施計画

本部主管課長は、検定実施責任者及び検定試験員を指名し、県内の警備業の実態に応じ年度ごとの検定実施計画を作成し、検定を実施するものとする。

なお、年度途中で追加実施することを妨げない。

(2) 公示等

本部主管課長は、検定規則第7条に基づき検定実施の90日前までに、実施日時等を公示するとともに署長に通知するものとする。

なお、公示の方法は、県警ウェブサイトに掲載するものとする。

(3) 検定申請書の受理

署長は、検定規則第9条の規定による検定申請書(検定規則別記様式第1号)を受理したときには、検定受検資格を審査の上、本部長に上申するものとする。

(4) 受検票

受検票(検定規則別記様式第2号)は、本部主管課長が作成し、署長を経由して検定申請者に交付するものとする。

(5) 検定試験の方法

検定試験は、検定実施計画書に基づき学科試験、実技試験の順に行い、学科試験及び実技試験に合格した者に成績証明書(検定規則別記様式第3号)を交付する。ただし、学科試験に合格しなかった者には実技試験を受検させないものとし、また、実技試験の途中において合格する可能性がない者については、以後の実技試験を受検させないものとする。

2 1級検定受検資格認定

(1) 認定申請書の受理

署長は、1級検定受検資格認定申請書を受理した場合は、意見を付して本部長に上申(業務集約警察署については上申によらず本部主管課長に送付)するものとする。

(2) 認定申請書の交付

検定規則第8条第2項に基づき認定を受けた者に対しては1級検定受検資格認定書を、認定を受けられない者に対しては1級検定受検資格不認定通知書を、申請先署長を経由して申請者に交付するものとする。

3 検定合格者審査

(1) 公示

本部主管課長は、検定規則附則第9条に基づき検定合格者審査実施の30日前までに、実施日時等を公示するものとする。

なお、公示の方法は、県警ウェブサイトに掲載するものとする。

(2) 申請の受理

署長は、検定合格者審査を受けようとする者から申請があったときには、審査申請書（検定規則附則別記様式）及び添付書類を確認し、本部長に上申（業務集約警察署については上申によらず本部主管課長に送付）するものとする。

(3) 成績証明書の交付

検定合格者審査を実施した結果、審査に合格した者に成績証明書（検定規則別記様式第3号を補正したもの）を交付する。

なお、検定規則附則第7条第2項に該当する者の成績証明書については、署長を経由して交付するものとする。

(4) 受領の確認

成績証明書の交付にあつては、本部主管課長が作成した控えに所要の記載を求めるものとし、本部主管課長が保管するものとする。

第9 合格証明書の交付

1 合格証明書交付申請の受理

署長は、検定規則第14条の規定による合格証明書交付申請書（検定規則別記様式第7号）を受理したときは、申請者が法第23条第5項に規定する欠格事由に該当するか否かを合格証明書交付申請者調査復命書（別記様式第13号）に基づき調査を行い、関係書類とともに本部長に上申しなければならない。

ただし、業務集約警察署については、本部主管課長が調査等を行うので、業務集約警察署は、受理した申請書等を本部主管課長に送付すること。

2 合格証明書等の交付

合格証明書（検定規則別記様式第6号）又は合格証明書不交付通知書（令和3年2月3日付け生企甲達第19号「警備員等の検定の運用について（通達）」別添の合格証明書不交付通知書（別記様式第3号））は、本部主管課長が作成し、署長を経由して申請者に交付するものとする。

3 検定合格者台帳等

署長は、合格証明書を交付した際、検定合格者台帳（別記様式第14号）に所要の記載を求め本部主管課長に返送するとともに、検定合格者台帳の写しを作成し保管するものとし、合格証明書不交付通知書を交付した際は、通知書の写しに所要の記載を求め、本部主管課長に送付するとともに、その通知書の写しを作成し保管するものとする。

第10 即応体制の特例対象施設認定

1 即応体制の特例対象施設認定申請の受理

署長は、即応体制の特例対象施設認定申請書（別記様式第 15 号）を受理した場合は本部長に上申（業務集約警察署については上申によらず本部主管課長に送付）するものとする。

2 即応体制の特例対象施設認定通知書の作成

当該警備業務対象施設が即応体制の特例対象施設であると認めるときは、本部主管課長は即応体制の特例対象施設認定通知書（別記様式第 16 号）を作成し、署長を経由して交付するものとする。

3 即応体制の特例対象施設認定通知書の交付

署長は、即応体制の特例対象施設認定通知書を申請者に通知し、交付するものとし、その際通知書の写しに受領確認を求めるものとする。

第 11 資格者証、成績証明書及び合格証明書の再交付及び書換え

1 署長は、府令第 43 条（第 63 条において準用する場合を含む。）の規定による警備員指導教育責任者（機械警備業務管理者）資格者証書換え申請書（府令別記様式第 14 号）若しくは警備員指導教育責任者（機械警備業務管理者）資格者証再交付申請書（府令別記様式第 15 号）又は検定規則第 12 条の規定による成績証明書書換え申請書（検定規則別記様式第 4 号）若しくは成績証明書再交付申請書（検定規則別記様式第 5 号）若しくは検定規則第 15 条の規定による合格証明書書換え申請書（検定規則別記様式第 8 号）若しくは合格証明書再交付申請書（検定規則別記様式第 9 号）を受理したときには、本部長に上申（業務集約警察署については上申によらず本部主管課長に送付）するものとする。

2 本部主管課長は、第 7 の 3 及び第 9 の 3 に規定する台帳を整理し、資格者証、成績証明書又は合格証明書を作成して、署長に送付するものとする。

署長は、府令第 43 条（第 63 条において準用する場合を含む。）の規定による警備員指導教育責任者（機械警備業務管理者）資格者証再交付（書換え）申請書（府令別記様式第 14 号、同第 15 号）、検定規則第 12 条の規定による成績証明書及び同規則第 15 条の規定による合格証明書の再交付（書換え）申請書（検定規則別記様式第 4 号、同第 5 号、同第 8 号、同第 9 号）を受理したときには、本部長に上申（業務集約警察署については上申によらず本部主管課長に送付）するものとする。

3 本部主管課長は、台帳を整理し、資格者証、成績証明書又は合格証明書を作成して、署長に送付するものとする。

4 署長は、資格者証、講習修了証明書、成績証明書又は合格証明書の交付に際し、申請者から受領書等に所要の記載を求め、当該受領書等を本部主管課長に送付するものとする。

第 12 講習修了証明書の再交付

講習等規則第 7 条第 2 項（第 12 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による警備員指導教育責任者（機械警備業務管理者）講習修了証明書再交付申請（講

習等規則別記様式第3号)の業務は、本部主管課長が行うものとする。

第13 手数料の徴収

1 石川県警察関係手数料条例(平成12年石川県条例第27号)に定める手数料は、次の事務を処理する際に徴収しなければならない。

- (1) 認定申請書を受理するとき。
- (2) 認定更新申請書を受理するとき。
- (3) 警備員指導教育責任者資格者証交付申請書を受理するとき。
- (4) 警備員指導教育責任者講習受講申込書を受理するとき。
- (5) 警備員指導教育責任者資格者証書換え申請書を受理するとき。
- (6) 警備員指導教育責任者資格者証再交付申請書を受理するとき。
- (7) 警備員指導教育責任者に選任されたものに対し講習を実施するとき。
- (8) 検定申請書を受理するとき。
- (9) 合格証明書交付申請書を受理するとき。
- (10) 合格証明書書換え申請書を受理するとき。
- (11) 合格証明書再交付申請書を受理するとき。
- (12) 機械警備業務管理者資格者証交付申請書を受理するとき。
- (13) 機械警備業務管理者講習受講申込書を受理するとき。
- (14) 機械警備業務管理者資格者証書換え申請書を受理するとき。
- (15) 機械警備業務管理者資格者証再交付申請書を受理するとき。
- (16) 審査申請書を受理するとき(書面審査該当者を除く。)

2 徴収方法

- (1) 対面による申請又は届出の場合
石川県証紙で納付させること。
- (2) 警察行政手続オンライン化システムを利用した申請又は届出の場合
石川県電子申請システムにより納付させること。

第14 申請書等の保管

1 本部主管課長による保管

本部主管課長は、署長から上申等を受けた申請書等(添付書類を含む。)を、次の区分に従い、警備業者ごと又は警備業務の種別・区分に係る資格者ごと若しくは検定合格者ごとに編てつし、原則として認定の番号等の順に保管しておかなければならない。

- (1) 警備業認定関係書類
警備業者に係る申請書及び届出書((3)に掲げるものを除く。)
- (2) 警備業届出関係書類
法第9条の届出をしている警備業者に係る申請書及び届出書((3)に掲げるものを除く。)
- (3) 機械警備業届出関係書類

機械警備業務に係る届出書

- (4) 警備員指導教育責任者資格者関係書類
警備員指導教育責任者資格者に係る申請書
- (5) 機械警備業務管理者資格者関係書類
機械警備業務管理者資格者に係る申請書
- (6) 警備員検定関係書類
 - ア 検定申請者に係る申請書
 - イ 合格証明書に係る申請書

2 署長による保管

署長は、申請書等（添付書類を含まない。）の写しを作成し、本部主管課長の区分と同様に、警備業者ごと又は警備業務の種別・区分に係る資格者ごと若しくは検定合格者ごとに編てつし、原則として認定の番号等の順に保管しておかなければならない。

第 15 台帳の備付整理

本部主管課長は、次に掲げる台帳を備え付け、変更のあった都度整理し、照会、立入検査等に応じられるよう確実に保管しておかなければならない。

- (1) 警備員指導教育責任者資格者台帳（別記様式第 11 号）
- (2) 機械警備業務管理者資格者台帳（別記様式第 12 号）
- (3) 検定合格者台帳（別記様式第 14 号）
- (4) 警備業認定台帳（別記様式第 17 号）
- (5) 営業所設置等届出台帳（別記様式第 18 号）
- (6) 機械警備業務開始届出台帳（別記様式第 19 号）

第 16 立入検査

法第 47 条の規定に基づく立入検査は、次により帳簿、書類その他の物件の検査、関係者等に対する質問を行い、適正な警備業務の確保に資するものとする。

- (1) 立入検査は、原則として身分証明書の交付を受けている者が行うものとする。
- (2) 立入検査は、定期的に実施するものとし、次のいずれかに該当する場合は、その都度行うものとする。
 - ア 認定をしたとき又は認定の有効期間を更新したとき。
 - イ 営業所設置等届出書を受理したとき及び第 4 の通知を受けたとき。
 - ウ 警備業者及び警備員の違法行為が判明したとき。
 - エ その他警備業務の適正な実施を図るため、その実態を把握する必要があるとき。
- (3) 立入検査実施計画の策定
 - ア 本部主管課長は、立入検査の実施期間を決定し、署長に立入検査実施計画案の策定を求めるものとする。

ただし、業務集約警察署については、本部主管課が立入検査の主体となっ

て実施計画を策定のうえ行うものとする。

イ 本部主管課長は、必要に応じ職員を応援派遣するなど効果的な立入りに配慮すること。

(4) 立入検査の実施

ア 営業所

営業所に対する立入検査は、立入検査票(営業所用)(別記様式第20号)に基づき実施するものとする。

イ 基地局待機所

基地局待機所に対する立入検査は、立入検査票(基地局用)(別記様式第21号)に基づき実施するものとする。

(5) 立入検査実施上の留意事項

立入検査の実施に当たっては、警備業務の適正な実施を図るため必要な限度において検査、質問を行うものとし、警備業者に無用な負担をかけることがないように配慮しなければならない。

(6) 立入検査実施結果の報告

署長(業務集約警察署を除く)は、立入検査の実施結果について、立入検査票の写しを添付して本部主管課長に報告すること。

第17 行政処分

1 署長は、警備業者、警備員等に対して、次に掲げる処分を要すると認めたときは警備業者等行政処分上申書(別記様式第22号)に法第3条の欠格事由に該当する旨の調査書類その他行政処分を必要とする事実を疎明する資料を添えて、本部長に上申しなければならない。

ただし、業務集約警察署については、本部主管課長が本部長への上申を行うので、業務集約警察署は、認知した内容を本部主管課長に共有すること。

(1) 法第8条の規定による認定の取消し

(2) 法第22条第7項(第42条第3項において準用する場合を含む。)の規定による資格者証の返納命令

(3) 法第48条の規定による指示

(4) 法第49条第1項の規定による営業の停止

(5) 法第49条第2項の規定による営業の廃止

2 法第48条の規定による指示をするときは、行政手続法第13条第1項第2号に基づく弁明の機会の付与を次により行うこと。

(1) 本部主管課長は、内容を審査した結果、指示の必要があると認めた場合は、弁明通知書を作成し、署長に送付すること(業務集約警察署については本部主管課長が弁明通知書を交付するので署長への送付は不要)。

(2) 署長は、本部主管課長から弁明通知書の送付を受けた場合は、当該弁明通知書の「弁明書の提出期限」欄に交付日から1週間を超える日を指定して記入し、

被処分者に交付するとともに受領書（別記様式第 23 号）を徴して本部主管課長に上申すること。ただし、被処分者が口頭で弁明することを希望したときは、弁明通知書の「備考」欄に「口頭による弁明を認める」旨及び口頭による弁明を行う日時及び場所（原則として当該警察署）を指定し、当該日時及び場所に出頭を指示する旨を記載して交付すること。

ただし、業務集約警察署については、本部主管課長が弁明通知書の交付を行うものとする。

- (3) 署長（業務集約警察署を除く）は、弁明通知書に基づき、被処分者が弁明書を提出した場合は、内容を確認の上、受領印を押印して受理日を明確にしておくとともに、原本を本部主管課長に上申すること。
- (4) 署長（業務集約警察署を除く）は、口頭による弁明を認めた場合で、被処分者が弁明通知書に基づき出頭したときは、当該事務を担当する警察職員に弁明調書を作成させ、その原本を本部主管課長に上申すること。
- (5) 署長（業務集約警察署を除く）は、被処分者から提出（出頭）期限までに応答がなかった場合は、その旨を書面で本部主管課長に報告すること。

第 18 行政処分の公表

警備業は、国民の安全やプライバシーに直接的な影響を及ぼし、業務の適正を図る必要性が強く、かつ、不適切な業務を巡って問題が生じていることを背景として、公表の要請が高まっていることから、本部主管課長は行政処分を行った場合、次のとおり公表を行うこととする。

なお、公表の対象となる行政処分（以下「公表対象処分」という。）は、次に掲げる行政処分とする。ただし、指示については、当該被処分者が過去3年以内に指示を受け、又は過去5年以内にその他の処分を受けた場合に限るものとする。

(1) 公表対象処分

法の規定に基づき、次の処分とする。

- ア 認定の取消し(法第8条)
- イ 指示(法第 48 条)
- ウ 営業停止命令(法第 49 条第1項)
- エ 営業廃止命令(法第 49 条第2項)

(2) 公表の内容

公表は、次に掲げる事項について行う。

- ア 認定の番号
- イ 被処分者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び主たる営業所の所在地
- ウ 当該処分に係る営業所等の名称及び所在地
- エ 処分内容
- オ 処分年月日

カ 処分理由及び根拠法令

(3) 公表を行う都道府県公安委員会及び公表の方法

ア 公表は、公表対象処分を行った都道府県公安委員会が行うが、被処分者の主たる営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会以外の公安委員会が営業停止命令を行った場合には、営業停止命令を行った都道府県公安委員会に加えて、当該業者の主たる営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会も公表を行うこととする。

イ 公表対象処分を行った場合は、次の方法により公表を行う。

(ア) 警察本部における別記様式第 24 号の備付け

(イ) 県警ウェブサイトへの別記様式第 24 号の内容の掲載

ウ 公表対象処分を行った場合は、他に公表を行う都道府県公安委員会に対し、別記様式第 24 号の写しを送付するものとする。

(4) 公表の期間

公表の期間は、当該処分が行われた日から起算して3年間とする。

第 19 他の都道府県公安委員会への連絡

1 本部主管課長は、公安委員会が警備員指導教育責任者資格者証、合格証明書又は機械警備業務管理者資格者証の返納を命じた場合において、それらが他の都道府県公安委員会の交付に係るものであるときは、管轄公安委員会にその旨を連絡しなければならない。

2 本部主管課長は、公安委員会が認定した警備業者が、他の都道府県の区域内に主たる営業所を移転したときは、管轄公安委員会に府令第 4 条第 1 項各号の書類の写しを送付しなければならない。

別記様式第1号（第2関係）

第 年 月 日 号

石川県警察本部長 殿

警察署長

警備業申請書等の上申について

申請者等

住 所

氏 名

又は名称

上記の者より申請（届出）のあった

について、次のとおり関係書類を添えて上申する。

記

1 書類目録

2 署長意見

<p>5 最近5年間に警備業法違反、同法に基づく命令若しくは処分違反又は国家公安委員会規則で定める重大不正行為をした者でないか (法人は全役員)</p>		
<p>6 暴力的不法行為等国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがないか (法人は全役員)</p>	<p>暴力団担当者確認 _____ 月 _____ 日</p>	
<p>7 指定暴力団員に対し暴力的要求行為の要求等をし、暴対法による措置命令又は指示を受けた日から3年を経過しない者でないか (法人は全役員)</p>	<p>暴力団担当者確認 _____ 月 _____ 日</p>	
<p>8 アルコール、麻薬、大麻、あへん、覚醒剤の中毒者に該当しないか (法人は全役員)</p>		
<p>9 精神機能の障害により警備業務を適正に行うための必要な認知、判断、意志疎通を適切に行うことができない者でないか (法人は全役員)</p>		
<p>10 未成年者の場合は成年と同一の能力を有するか又、相続人のとき法定代理人が欠格事由(前記3～9)に該当しないか (法人は全役員)</p>		
<p>11 営業所及び営業所ごとに取り扱う区分別の警備員指導教育責任者を選任すると認められるか</p>		
<p>12 暴力団員と出資、融資、取引、その他の関係を有する者でないか(法人は全役員)</p>	<p>暴力団担当者確認 _____ 月 _____ 日</p>	

(注) 「確認資料番号」欄には、「適・否」の判断をする根拠となった資料番号を付し、当該資料には当該資料番号を付した付箋等を貼付して、決裁時に幹部が効率的に資料を確認できるようにすること。

別記様式第3号（第3関係）

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

警備業（機械警備業務開始・変更届出）調査復命書

係の認定等に対する意見			
警視 長 殿		年 月 日 課 係 ⑩	
申請者等	住所、氏名又は名称 (法人は代表者) 生年月日、年齢	年 月 日生 (歳)	
上記の者に対する標記の調査結果は、次のとおりです。			
調査事項	調査結果	確認資料番号	
1 届出書及び添付書類の形式的要件は具備しているか	適 ・ 否		
2 機械警備業務管理者が			
(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しないか			
(2) 禁錮以上の刑又は警備業法違反で罰金刑に処せられ、5年を経過しない者でないか			
(3) 最近5年間に警備業法違反、同法に基づく産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しないか			

(4) 暴力的不法行為等 国家公安委員会規則で定 めるものを行うおそれ がないか	暴力団担当者確認 月 日	
(5) 指定暴力団員に対し 暴力的要求行為の要求 等をし、暴対法による 措置命令又は指示を受 けた日から3年を経過 しない者でないか	暴力団担当者確認 月 日	
(6) アルコール、麻薬、 大麻、あへん、覚醒剤 の中毒者に該当しな いか		
3 即応体制を確立してい るか		
4 基地局が県外にある場 合に石川県の指令室から 110番が逆信できるよ うになっているか		

(注) 「確認資料番号」欄には、「適・否」の判断をする根拠となった資料番号を付し、当該資料には当該資料番号を付した付箋等を貼付して、決裁時に幹部が効率的に資料を確認できるようにすること。

別記様式第4号（第3関係）

第 号
年 月 日

殿

石川県公安委員会

認 定 通 知 書

主たる営業所の所在地

氏名又は名称

上記の者は、警備業法（昭和47年法律第117号）第3条各号に掲げる者のいずれにも該当せず、警備業の要件を備えていることを認定したので、同法第5条第2項の規定により通知します。

認定をした公安委員会	石川県公安委員会
認定の番号	第 号
有効期間	年 月 日 から 年 月 日 まで

別記様式第5号（第3関係）

第 号
年 月 日

殿

石川県公安委員会

更 新 通 知 書

主たる営業所の所在地

氏 名 又 は 名 称

警備業法（昭和47年法律第117号）第7条第2項の規定により、認定の有効期間を更新したので通知します。

認定をした公安委員会	石 川 県 公 安 委 員 会
認 定 の 番 号	第 号
有 効 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで

別記様式第6号（第4関係）

第 年 月 日 号

警察署長 殿

生活安全部生活安全企画課長

警備業営業所等通知書

申請者等

住 所

氏 名

又は名称

上記の者にかかる警備業申請（届出）については、貴署管内に

を有するので、申請（届出）書の写しを添えて通知する。

別記様式第7号（第5関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※承認番号	

警備員指導教育責任者兼任承認願

警備業法施行規則第39条第3項の規定により、警備員指導教育責任者の兼任を承認願います。

年 月 日

石川県公安委員会 殿

申請者の氏名又は名称及び住所

兼任する警備員 指導教育責任者	住 所		
	氏 名		
	生年月日	年 月 日（ 歳）	
専任の営業所	名 称		
	所 在 地		
	選任にかかる警備業務の区分	警備業法第2条第1項第 号の警備業務	
兼任する営業所	名 称		
	所 在 地		
	選任にかかる警備業務の区分	警備業法第2条第1項第 号の警備業務	
兼任としたい 営業所に選任の 警備員指導教育 責任者を配置で きない理由			

記載要領

- ※印欄は記載しないこと
- 所定欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第8号 (第5関係)

第 号

警備員指導教育責任者兼任承認通知書

警備業者

住 所

氏名又は名称

兼任する警備員指導教育責任者	住 所		
	氏 名		
	生年月日	年	月 日 (歳)
専任の営業所	名 称		
	所 在 地		
	選任にかかる警備業務の区分	警備業法第2条第1項第 号	
兼任する営業所	名 称		
	所 在 地		
	選任にかかる警備業務の区分	警備業法第2条第1項第 号	

警備業法施行規則第39条第3項の規定により、上記の営業所に置ける警備員指導教育責任者の兼任を承認します。

条件
1 本承認書の有効期限は、交付の日から1年間とする。
2 兼任する営業所に選任の警備員指導教育責任者を配置したときには、直ちに届け出ること。

年 月 日

石川県公安委員会

別記様式第9号 (第5関係)

警備員指導教育責任者兼任不承認通知書

第 年 月 日 号

殿

石川県公安委員会

年 月 日付けで申請のあった警備員指導教育責任者兼任承認願については承認しないので通知する。

警備員指導教育 責任者	氏名	
	住所	
兼任する営業所	名称	
	所在地	
選任の営業所	名称	
	所在地	
理由		

別記様式第 10 号 (第 7 関係、資格者証交付申請者用)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

警備員指導教育責任者
資格者調査復命書
機械警備業務管理者

係の申請に対する意見			
警 視 長 殿		年 月 日 課 係 ④	
申請者	本 住 氏 生 年 月 日 籍 所 名 日	年 月 日生 (歳)	
	所属警備業者名又は職業		
上記の者に対する標記の調査結果は、次のとおりであるから報告する。			
調 査 事 項		調 査 結 果	
1 公安委員会が実施した講習の課程を修了した者又は講習規則第 8 条 (14 条) 各号に該当する者であると認められる理由			
2 未成年者又は、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しないか			
3 禁錮以上の刑又は警備業法違反で罰金刑に処せられ、5 年を経過しない者でないか			
4 最近 5 年間に警備業法違反、同法に基づく命令若しくは処分違反又は国家公安委員会規則で定める重大不正行為をした者でないか			
5 暴力的不法行為等国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがないか		暴力団担当者確認 月 日	

<p>6 指定暴力団員に対し暴力的要求行為の要求等をし、暴対法による措置命令又は指示を受けた日から3年を経過しない者でないか</p>	<p>暴力団担当者確認 _____ 月 _____ 日</p>	
<p>7 アルコール、麻薬、大麻、あへん、覚醒剤の中毒者に該当しないか</p>		
<p>8 精神機能の障害により警備業務を適正に行うための必要な認知、判断、意志疎通を適切に行うことができない者でないか（機械警備業務管理者のみ）</p>		
<p>9 資格者証の返納命令を受けてから3年を経過しない者でないか</p>		

(注) 「確認資料番号」欄には、「適・否」の判断をする根拠となった資料番号を付し、当該資料には当該資料番号を付した付箋等を貼付して、決裁時に幹部が効率的に資料を確認できるようにすること。

警備員指導教育責任者資格者台帳 (号)

資格者証番号		交付年月日	
フリカ`ナ			
氏 名			
生年月日			
本 籍			
住 所	(電話)		
交付区分	<input type="checkbox"/> 講習課程修了	<input type="checkbox"/> 特例講習修了	<input type="checkbox"/> 公安委員会認定
既 所 持	<input type="checkbox"/> 1号 (年 月 日取得)	<input type="checkbox"/> 2号 (年 月 日取得)	
	<input type="checkbox"/> 3号 (年 月 日取得)	<input type="checkbox"/> 4号 (年 月 日取得)	
他 検 定	<input type="checkbox"/> 空港保安警備業務(1・2級)		<input type="checkbox"/> 交通誘導警備業務(1・2級)
	<input type="checkbox"/> 貴重品運搬警備業務(1・2級)		<input type="checkbox"/> 核燃料物質等危険物 運搬警備業務(1・2級)
	<input type="checkbox"/> 施設警備業務(1・2級)		<input type="checkbox"/> 雑踏警備業務(1・2級)
警備業者名			
再交付・書換え・返納命令等	年 月 日	内 容	
賞 罰			
受領年月日		受領者	

機械警備業務管理者資格者台帳

資格者証番号		交付年月日	
フリカ`ナ			
氏名			
生年月日			
本籍			
住所	(電話)		
交付区分	<input type="checkbox"/> 講習課程修了	<input type="checkbox"/> 特例講習修了	<input type="checkbox"/> 公安委員会認定
指導教育 責任者	<input type="checkbox"/> 1号 (年 月 日取得)	<input type="checkbox"/> 2号 (年 月 日取得)	
	<input type="checkbox"/> 3号 (年 月 日取得)	<input type="checkbox"/> 4号 (年 月 日取得)	
他 検 定	<input type="checkbox"/> 空港保安警備業務 (1・2級)		<input type="checkbox"/> 交通誘導警備業務 (1・2級)
	<input type="checkbox"/> 貴重品運搬警備業務 (1・2級)		<input type="checkbox"/> 核燃料物質等危険物 運搬警備業務 (1・2級)
	<input type="checkbox"/> 施設警備業務 (1・2級)		<input type="checkbox"/> 雑踏警備業務 (1・2級)
警備業者名			
再交付・書換え・返納命令等	年 月 日	内 容	
賞 罰			
受領年月日		受領者	

別記様式第 13 号 (第 9 関係)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

合格証明書交付申請者調査復命書

係の申請に対する意見														
警 視 長		年 月 日												
警 視 殿		課 係 ⑩												
申請者	本 住 氏 生 年 月 日	籍 所 名 日	年 月 日生 (歳)											
	所属警備業者名又は職業													
上記の者に対する標記の調査結果は、次のとおりであるから報告する。														
調 査 事 項		調 査 結 果										確認資料番号		
1 級・2 級の共通調査	1 成績証明書の交付を受けているか													
	2 登録講習機関が行う講習を受け、その課程を修了した者であるか													
	3 未成年者又は、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しないか													
	4 禁錮以上の刑又は警備業法違反で罰金刑に処せられ、5年を経過しない者でないか													
	5 最近5年間に警備業法違反、同法に基づく命令若しくは処分違反又は国家公安委員会規則で定める重大な不正行為をした者でないか													

<p>6 暴力的不法行為 等国家公安委員会 規則で定めるもの を行うおそれがな いか</p>	<p>暴力団担当者確認 月 日</p>	
<p>7 指定暴力団員に 対し暴力的要求を行 為の要求等をし、 暴対法による措置 命令又は指示を受 けた日から3年を 経過しない者で いか</p>	<p>暴力団担当者確認 月 日</p>	
<p>8 アルコール、麻 薬、大麻、あへん 又は覚醒剤の中毒 者でないか</p>		
<p>9 精神機能の障害 により警備業務を 適正に行うための 必要な認知、判断、 意思疎通を適切に 行うことができな い者でないか</p>		
<p>10 合格証明書の返 納命令を受けてか ら3年を経過しな い者でないか</p>		

(注) 「確認資料番号」欄には、「適・否」の判断をする根拠となった資料番号を付し、当該資料には当該資料番号を付した付箋等を貼付して、決裁時に幹部が効率的に資料を確認できるようにすること。

別記様式第 15 号 (第 10 関係)

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※特例認定番号	

即応体制の特例対象施設認定申請書

機械警備業者の即応体制の整備の基準等に関する規則第 1 条の規定により即応体制の特例を適用する警備業務対象施設の認定の申請をします。

年 月 日

石川県公安委員会 殿

申請者の氏名又は名称及び住所

氏 名 又 は 名 称			
主たる営業所	名 称		
	所在地		
認定をした公安委員会の名称		公安委員会	認定の番号
警備業務対象施設		名 称	
		所在地	
対象施設に係る 基地局及び 待機所	基地局	名 称	
		所在地	
	待機所	名 称	
		所在地	
対象施設に係る即応体制を警備業法第 43 条の規定どおり整備できない理由			
対象施設における盗難等の事故の発生に関する情報を受信した場合に講じようとする措置			

記載要領

- 1 「整備できない理由」欄には、申請時の対象施設に係る即応体制の整備状況及び盗難等の事故の発生に関する情報を受信した場合に講じている措置を記載するとともに、法第43条に規定する基準に適合する即応体制を整備する場合における隘路及び整備できない理由を具体的に記載すること。
- 2 ※印欄には、記載しないこと。
- 3 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備 考

- 1 認定申請書には、次の書類を添付すること。
 - (1) 法第44条の規定により、対象施設に係る基地局に備えてある府令第64条第1項第1号、第2号及び第4号に掲げる事項を記載した書類の写し並びに対象施設に係る府令第64条第1項第3号及び第5号に掲げる事項を記載した書類の写し
 - (2) 対象施設の所在地から半径10km以内にある警備業務対象施設の所在地及び当該警備業務対象施設ごとに、基地局において盗難等の事故の発生に関する情報を受信した場合にその受信の時から警備員が現場に到着する時までに通常要する時間を地図上に記載した書類
 - (3) 法第19条の規定により、対象施設に係る機械警備業務を行う契約を締結しようとする相手方に交付した書面の写し又は契約書の写し
 - (4) 基地局から、対象施設における盗難等の事故の発生に関する情報を受信した旨の連絡を受けることとなっている者（2人以上ある場合は、該当者全員）が、基地局からの連絡を受けた場合は、現場における事実の確認その他の必要な措置を誠実に行うことを誓約する書面
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

即応体制の特例対象施設認定通知書

住 所

氏名又は名称

警備業務対象施設の所在地及び名称

所在地

名 称

上記の警備業務対象施設は、機械警備業者の即応体制の整備の基準等に関する規則（昭和 57 年石川県公安委員会規則第 1 号）第 1 条の規定により、即応体制の整備の基準についての特例を適用する施設であると認定する。

条件

- 1 現場における事実の確認その他の措置に関して変更しようとする場合は、速やかに届け出ること。
- 2 対象施設の警備業務を行わないこととなった場合は速やかに届け出ること。

年 月 日

石川県公安委員会

別記様式第 17 号 (第 15 関係)

警 備 業 認 定 台 帳

その 1

認定の番号		更新年月日	年 月 日		
認定年月日	年 月 日	専業・兼業別	<input type="checkbox"/> 専業	<input type="checkbox"/> 兼業	
氏名 (法人 は名称及び 代表者名)					
住 所	電話 () -				
主 た る 営 業 所	名 称				
	所 在 地	電話 () -			
	設 置 年 月 日	年 月 日			
	警備業務の区分	<input type="checkbox"/> 1号	<input type="checkbox"/> 2号	<input type="checkbox"/> 3号 <input type="checkbox"/> 4号	
	警備業務の種別	1. 機械警備 (住宅) 5. その他 2. 1. 以外の機械警備 3. 空港保安警備 4. 施設警備業務	1. 雑踏警備 2. 交通誘導警備 3. その他	1. 現金運搬警備 2. 1. 以外の貴重品運搬警備 3. 核燃料物質等運搬警備 4. その他	
	警備員指導教 育責任者	氏名			<input type="checkbox"/> 専任 <input type="checkbox"/> 兼任
		住所	電話 () -		
		選任に係る警備業務の区分	<input type="checkbox"/> 1号 <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 <input type="checkbox"/> 4号		
	警備員指導教 育責任者	氏名			<input type="checkbox"/> 専任 <input type="checkbox"/> 兼任
		住所	電話 () -		
選任に係る警備業務の区分		<input type="checkbox"/> 1号 <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 <input type="checkbox"/> 4号			
警備員指導教 育責任者	氏名			<input type="checkbox"/> 専任 <input type="checkbox"/> 兼任	
	住所	電話 () -			
	選任に係る警備業務の区分	<input type="checkbox"/> 1号 <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 <input type="checkbox"/> 4号			
警備員指導教 育責任者	氏名			<input type="checkbox"/> 専任 <input type="checkbox"/> 兼任	
	住所	電話 () -			
	選任に係る警備業務の区分	<input type="checkbox"/> 1号 <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 <input type="checkbox"/> 4号			

その他の営業所	名称				
	所在地	電話 () -			
	設置年月日	年	月	日	
	警備業務の区分	<input type="checkbox"/> 1号	<input type="checkbox"/> 2号	<input type="checkbox"/> 3号	<input type="checkbox"/> 4号
	警備業務の種別	1. 機械警備 (住宅) 5. その他 2. 1. 以外の機械警備 3. 空港保安警備 4. 施設警備業務	1. 雑踏警備 2. 交通誘導警備 3. その他	1. 現金運搬警備 2. 1. 以外の貴重品運搬警備 3. 核燃料物質等運搬警備 4. その他	
	警備員指導教育責任者	氏名			<input type="checkbox"/> 専任 <input type="checkbox"/> 兼任
		住所	電話 () -		
		選任に係る警備業務の区分	<input type="checkbox"/> 1号 <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 <input type="checkbox"/> 4号		
	警備員指導教育責任者	氏名			<input type="checkbox"/> 専任 <input type="checkbox"/> 兼任
		住所	電話 () -		
選任に係る警備業務の区分		<input type="checkbox"/> 1号 <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 <input type="checkbox"/> 4号			
警備員指導教育責任者	氏名			<input type="checkbox"/> 専任 <input type="checkbox"/> 兼任	
	住所	電話 () -			
	選任に係る警備業務の区分	<input type="checkbox"/> 1号 <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 <input type="checkbox"/> 4号			
警備員指導教育責任者	氏名			<input type="checkbox"/> 専任 <input type="checkbox"/> 兼任	
	住所	電話 () -			
	選任に係る警備業務の区分	<input type="checkbox"/> 1号 <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 <input type="checkbox"/> 4号			

別記様式第 18 号 (第 15 関係)

営業所設置等届出台帳

その 1

受理番号				公安委員会名			
受理年月日	年	月	日	警備業 認 定	認 定 番 号		
設置年月日	年	月	日	認 定 (更 新) 年 月 日	年	月 日	
氏名(法人は名称及び代表者名)							
所在地	電話 () -						
主たる営業所	名称						
	所在地	電話 () -					
本県内における営業所又は本県内で警備業務を行う営業所	名 称						
	所 在 地	電話 () -					
	警備業務の区分	<input type="checkbox"/> 1 号	<input type="checkbox"/> 2 号	<input type="checkbox"/> 3 号	<input type="checkbox"/> 4 号		
	警備業務の種別	1. 機械警備(住宅) 5. その他 2. 1. 以外の機械警備 3. 空港保安警備 4. 施設警備業務	1. 雑踏警備 2. 交通誘導警備 3. その他	1. 現金運搬警備 2. 1. 以外の貴重品運搬警備 3. 核燃料物質等運搬警備 4. その他			
	警備員指導教育責任者	氏名				<input type="checkbox"/> 専任 <input type="checkbox"/> 兼任	
		住所	電話 () -				
		選任に係る警備業務の区分	<input type="checkbox"/> 1 号 <input type="checkbox"/> 2 号 <input type="checkbox"/> 3 号 <input type="checkbox"/> 4 号				
	警備員指導教育責任者	氏名				<input type="checkbox"/> 専任 <input type="checkbox"/> 兼任	
		住所	電話 () -				
		選任に係る警備業務の区分	<input type="checkbox"/> 1 号 <input type="checkbox"/> 2 号 <input type="checkbox"/> 3 号 <input type="checkbox"/> 4 号				
警備員指導教育責任者	氏名				<input type="checkbox"/> 専任 <input type="checkbox"/> 兼任		
	住所	電話 () -					
	選任に係る警備業務の区分	<input type="checkbox"/> 1 号 <input type="checkbox"/> 2 号 <input type="checkbox"/> 3 号 <input type="checkbox"/> 4 号					
警備員指導教育責任者	氏名				<input type="checkbox"/> 専任 <input type="checkbox"/> 兼任		
	住所	電話 () -					
	選任に係る警備業務の区分	<input type="checkbox"/> 1 号 <input type="checkbox"/> 2 号 <input type="checkbox"/> 3 号 <input type="checkbox"/> 4 号					

本県内における営業所又は本県内で警備業務を行う営業所	名 称					
	所 在 地	電話 () -				
	設 置 年 月 日	年 月 日				
	警備業務の区分	<input type="checkbox"/> 1号	<input type="checkbox"/> 2号	<input type="checkbox"/> 3号	<input type="checkbox"/> 4号	
	警備業務の種別	1. 機械警備 (住宅) 5. その他 2. 1. 以外の機械警備 3. 空港保安警備 4. 施設警備業務	1. 雑踏警備 2. 交通誘導警備 3. その他	1. 現金運搬警備 2. 1. 以外の貴重品運搬警備 3. 核燃料物質等運搬警備 4. その他		
	警備員指導教育責任者	氏名			<input type="checkbox"/> 専任 <input type="checkbox"/> 兼任	
		住所	電話 () -			
		選任に係る警備業務の区分		<input type="checkbox"/> 1号 <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 <input type="checkbox"/> 4号		
	警備員指導教育責任者	氏名			<input type="checkbox"/> 専任 <input type="checkbox"/> 兼任	
		住所	電話 () -			
選任に係る警備業務の区分		<input type="checkbox"/> 1号 <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 <input type="checkbox"/> 4号				
警備員指導教育責任者	氏名			<input type="checkbox"/> 専任 <input type="checkbox"/> 兼任		
	住所	電話 () -				
	選任に係る警備業務の区分		<input type="checkbox"/> 1号 <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 <input type="checkbox"/> 4号			
警備員指導教育責任者	氏名			<input type="checkbox"/> 専任 <input type="checkbox"/> 兼任		
	住所	電話 () -				
	選任に係る警備業務の区分		<input type="checkbox"/> 1号 <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 <input type="checkbox"/> 4号			

別記様式第 19 号 (第 15 関係)

機械警備業務開始届出台帳

その 1

受理番号		警備業	公安委員会名	
受理年月日	年 月 日	認定	認定番号	
設置年月日	年 月 日		認定(更新)年月日	年 月 日
氏名(法人は名称及び代表者)				
所在地	電話 () -			
基地局	名称			
	所在地	電話 () -		
	設置年月日	年 月 日		
	機械警備業務管理者	氏名		
住所		電話 () -		
待機所	名称			
	所在地	電話 () -		
	設置年月日	年 月 日		
	警備業務対象施設の所在する市町村の名称			
待機所	名称			
	所在地	電話 () -		
	設置年月日	年 月 日		
	警備業務対象施設の所在する市町村の名称			
待機所	名称			
	所在地	電話 () -		
	設置年月日	年 月 日		
	警備業務対象施設の所在する市町村の名称			

基地局	名称			
	所在地	電話 () -		
	設置年月日	年 月 日		
	機械警備業務管理者	氏名		
住所		電話 () -		
待機所	名称			
	所在地	電話 () -		
	設置年月日	年 月 日		
	警備業務対象施設の所在する市町村の名称			
待機所	名称			
	所在地	電話 () -		
	設置年月日	年 月 日		
	警備業務対象施設の所在する市町村の名称			
待機所	名称			
	所在地	電話 () -		
	設置年月日	年 月 日		
	警備業務対象施設の所在する市町村の名称			
待機所	名称			
	所在地	電話 () -		
	設置年月日	年 月 日		
	警備業務対象施設の所在する市町村の名称			
待機所	名称			
	所在地	電話 () -		
	設置年月日	年 月 日		
	警備業務対象施設の所在する市町村の名称			

待機所	名 称		
	所 在 地	電話 () —	
	設 置 年 月 日	年 月 日	
	警備業務対象施設の所在する市町村の名称		
待機所	名 称		
	所 在 地	電話 () —	
	設 置 年 月 日	年 月 日	
	警備業務対象施設の所在する市町村の名称		
待機所	名 称		
	所 在 地	電話 () —	
	設 置 年 月 日	年 月 日	
	警備業務対象施設の所在する市町村の名称		
待機所	名 称		
	所 在 地	電話 () —	
	設 置 年 月 日	年 月 日	
	警備業務対象施設の所在する市町村の名称		
待機所	名 称		
	所 在 地	電話 () —	
	設 置 年 月 日	年 月 日	
	警備業務対象施設の所在する市町村の名称		

	年 月 日	内 容
廃止・変更届受理		
備考		

立 入 検 査 票

実施年月日	年 月 日 午前・後 時 分 ~ 午前・後 時 分		
実施者			
立入場所	<input type="checkbox"/> 主たる営業所 <input type="checkbox"/> その他の営業所 (<input type="checkbox"/> 4条 <input type="checkbox"/> 9条前段)		
立会人	役職	<input type="checkbox"/> 代表者 <input type="checkbox"/> 指教責 <input type="checkbox"/> ()	氏名 ほか 名
事前調査事項 ※立入検査前に記入			
※ 保存中の対象業者の申請・届出書類により、最新の届出事項（役員、指導教育責任者、服装、護身用具等）を事前に把握しておく。			
警備業者	種 別	<input type="checkbox"/> 4条業者 <input type="checkbox"/> 9条前段業者	
	氏名又は名称	協会加入 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	住 所		
	法人等の種別	<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 株式会社 <input type="checkbox"/> 持分会社 <input type="checkbox"/> 財団法人 <input type="checkbox"/> 社団法人 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	法人にあっては、その代表者の氏名		
	取り扱う警備業務の区分	<input type="checkbox"/> 1号施設警備業務 (<input type="checkbox"/> 機械警備業務) <input type="checkbox"/> 2号雑踏・交通誘導警備業務 <input type="checkbox"/> 3号輸送警備業務 <input type="checkbox"/> 4号身辺警備業務	
	当該営業所の名称・所在地	名称： 所在地： ・ () -	
認定の番号	<input type="checkbox"/> 石川 <input type="checkbox"/> 都道府県公安委員会 第 号 (有効期間： 年 月 日 ~ 年 月 日)		
当該営業所が取り扱う警備業務の区分・種別	<input type="checkbox"/> (1号) <input type="checkbox"/> 施設警備業務 (巡回警備業務に該当するものを除く。) <input type="checkbox"/> 巡回警備業務 <input type="checkbox"/> 住宅に係る機械警備業務 <input type="checkbox"/> その他の機械警備業務 <input type="checkbox"/> 保安警備業務 <input type="checkbox"/> 空港保安検査業務		
	<input type="checkbox"/> (2号) <input type="checkbox"/> 交通誘導警備業務 <input type="checkbox"/> 雑踏警備業務		
	<input type="checkbox"/> (3号) <input type="checkbox"/> 現金運搬警備業務 <input type="checkbox"/> その他の貴重品運搬警備業務 <input type="checkbox"/> その他 (一般の危険物などの運搬警備業務)		
	<input type="checkbox"/> (4号) <input type="checkbox"/> 緊急通報サービス <input type="checkbox"/> ボディーガード <input type="checkbox"/> その他 ()		
警備員指導教育責任者の人定及び資格者証関係	1号 現任責任者講習受講 (年 月 日)	住所 氏名 (年 月 日生) 公安委員会 年 月 日付け第 号	
	2号 現任責任者講習受講 (年 月 日)	住所 氏名 (年 月 日生) 公安委員会 年 月 日付け第 号	
	3号 現任責任者講習受講 (年 月 日)	住所 氏名 (年 月 日生) 公安委員会 年 月 日付け第 号	

	4号 現任責任者講習受講 (年 月 日) <input type="checkbox"/> 専任 <input type="checkbox"/> 兼任	住所 (年 月 日生) 氏名 公安委員会 年 月 日付け第 号		
調 査 事 項 ※ 立入検査時に記入				
※ 調査事項の各項目の冒頭の○は法令上の義務に関する事項であり、△は警察庁の行政指導に関する事項である。 ※ 該当する□に✓を記載すること。 ※ 確認資料の名称は、業者によって異なる場合がある。 ※ 調査事項中の()内に該当する事項を具体的に記載すること。				
調査区分	調 査 事 項	調査のポイント	調査結果	
認定・営業所の設置等 (法4～13条・22条、規則3～26条・39条)	<input type="checkbox"/> 主たる営業所にあつては、その公衆の見やすい場所に標識を掲示しているか。 <input type="checkbox"/> ウェブサイトに標識を掲示しているか	・有効期間を確認 ・更新が近ければ、更新申請を忘れないよう教示	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	
	<input type="checkbox"/> 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名は、申請書又は届出書のとおりか。 <input type="checkbox"/> 法人にあつては、その役員の氏名及び住所は申請書又は届出書のとおりか。 <input type="checkbox"/> 立入に係る営業所の名称及び所在地は、申請書又は届出書のとおりか。	・業者の回答と事前調査事項を比較 ※役員等が引越したのを把握しておらず届出がなされていない場合が散見される	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	
	<input type="checkbox"/> 当該営業所ごと、取り扱う警備業務の区分ごとに選任されている警備員指導教育責任者の氏名、住所及び生年月日、資格者証に係る公安委員会及び番号並びに専任又は兼任の別は、申請書又は届出書のとおりか。	・業者の回答と事前調査事項を比較	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	
警 備 員 (法3条・14条・45条、規則66条1項1号・2号・同条2項)	<input type="checkbox"/> 「警備員名簿」が備え付けられているか。 ・警備員名簿(現役)に記載されている警備員は何人か。 (男 人) (女 人) 計 人 ・うち外国人警備員は何人いるか。 (男 人) (女 人) 計 人	・名簿の記載事項の確認は、人数が多い場合には、前回の立ち入り検査以降に採用された警備員名簿に絞って確認するなど、合理的に行う	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	
	<input type="checkbox"/> 警備員名簿に警備員の氏名、本籍、住所、生年月日及び採用年月日並びに退職した場合には退職年月日が記載されているか。 ・記載漏れはないか。 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ・虚偽の記載はないか。 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	
	<input type="checkbox"/> 18歳未満の者はいないか。		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	
	<input type="checkbox"/> 警備員名簿に3年以内に撮影した写真を貼付しているか。 ・貼付漏れはないか。 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ・虚偽の貼付はないか。 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	
	<input type="checkbox"/> 警備員名簿に、警備員に対して行った警備員教育の実施年月日、内容、時間数及び実施者の氏名が記載されているか。 ・記載漏れはないか。 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ・虚偽の記載はないか。 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		・後に教育実施簿を確認する際、記載内容の整合性を確認する	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否

<p>○ 警備員名簿に、従事させる警備業務の内容が記載されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 記載漏れはないか。 <input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無 ・ 虚偽の記載はないか。 <input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無 		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
<p>○ 合格証明書、資格者証等の交付を受けている警備員にあつては、当該証明書等に係る警備業務の種別、級、交付した公安委員会の名称、交付年月日及び番号等必要事項が記載されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 記載漏れはないか。 <input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無 ・ 虚偽の記載はないか。 <input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無 		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
<p>○ 警備員名簿に登載されている警備員と実際の警備員数が合っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 記載漏れはないか。 <input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無 ・ 虚偽の記載はないか。 <input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無 	<p>・ 勤務表・管制表の呈示を求め、名簿が無い警備員名が記載されていないかなど、矛盾点がないか確認する（名簿に無い名前がある場合、隠れ警備員を疑う）</p>	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
<p>○ 過去1年間に退職した警備員について警備員名簿が退職の日から1年間保存されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 過去1年間に退職した警備員は何人か。 (人) 		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
<p>○ 在籍するすべての警備員（平成15年6月1日以降採用の警備員）について「警備員が欠格事由に該当しないことを誓約する書面の提出を受けた旨その他欠格事由に該当しないことを確認するために講じた措置を記載した書類」を備え付けているか。</p>	<p>・ 業者による警備員の欠格事由の確認方法に決まりは無いが、免許証、住民票、身分証明書、医師の診断書等で確認している業者が多い。但し、これらの方法でなければ違法というものでもないので注意</p>	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
<p>○ 在籍するすべての「警備員の誓約書」が当該書類に添付されているか。</p> <p>○ 誓約書は警備員本人が作成したものか。</p> <p>○ 誓約書の内容は、「警備員の制限」（8項目）と合致しているか。</p> <p>○ 誓約書の作成年月は、警備業務に従事する前になっているか。</p>		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
<p>○ その他確認するために講じた措置について、確認するために使用している書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>履歴書及び住民票の写し <input type="checkbox"/>市町村長証明書 <input type="checkbox"/>欠格事由に係る医師の診断書 <input type="checkbox"/>面接調査票 <input type="checkbox"/>前の警備業務に係る職場に問合せ <input type="checkbox"/>その他（ ） 	<p>・ 欠格事由調査のため左記の書類による方法もある旨教示する</p>	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
<p>△ 外国人の警備員を就労させる場合に、在留期間、在留資格等の身分確認を行っているか。</p> <p>△ 身分確認をした旨の記録をしているか。 <input type="checkbox"/>記録している。 <input type="checkbox"/>記録していない。</p>		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否

<p>指導に関する計画 (法 21 条 2 項・22 条、規則 40 条、66 条)</p> <p>指導の実施状況 (法 21 条 2 項・22 条、規則 40 条)</p>	<p>【警備員指導教育責任者の業務】</p> <p>○ 警備員に対する「指導計画書」を作成しているか。 ※作成は指導教育責任者の業務</p> <p>○ 指導に関する計画は適切か。(作成時期、実施回数及び指導内容)</p> <p>○ 指導計画書は実地に指導した日から 2 年間備えているか。</p> <p>○ 指導計画書に基づき警備員を指導しているか ※実地指導は指導教育責任者の業務</p> <p>○ 「実地に指導した記録」を作成しているか。</p> <p>○ 指導実施日時に、指導担当者又は指導を受けた警備員が他の業務に従事していないか。</p>	<p>・ 指導及び監督とは作業上及び身分上指揮監督することをいう</p> <p>・ 指導の頻度は明確な定めはないが、月に 1 回以上は実施するのが理想</p> <p>・ 指導実施簿と勤務表・管制表を比較する(指導日に対象者が休日ではないかなど)</p>	<p><input type="checkbox"/>適 <input type="checkbox"/>否</p> <p><input type="checkbox"/>適 <input type="checkbox"/>否</p> <p><input type="checkbox"/>適 <input type="checkbox"/>否</p> <p><input type="checkbox"/>適 <input type="checkbox"/>否</p> <p><input type="checkbox"/>適 <input type="checkbox"/>否</p> <p><input type="checkbox"/>適 <input type="checkbox"/>否</p>
<p>指導教育責任者の業務 (法 22 条 1 項、規則 40 条)</p> <p>教育に関する計画 (法 21 条 2 項・22 条、規則 40 条、66 条 1 項 5 号)</p> <p>教育の実施状況 (法 22 条 2 項、規則 38 条・66 条 1 項 1 号・5 号・6 号・2 項、教育規程 1 条～3 条)</p>	<p>○ 警備業務の区分ごと(1号から4号及び機械警備業務)に「教育計画書」を作成し、それに基づく警備員教育の実施を管理しているか。 ※作成は指導教育責任者の業務</p> <p>○ 年度開始の日の 30 日前までに備え付けられているか。 ・ 作成年月日、作成者の記載があるか。 <input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無</p> <p>○ 年度ごとに、作成されているか。</p> <p>○ 教育計画書に実施時期、内容、方法、時間数、実施者の氏名及び対象警備員の範囲が記載されているか。 ・ 記載漏れはないか。 <input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無 ・ 虚偽の記載はないか。 <input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無</p> <p>○ 教育計画書は当該年度の終了の日から 2 年間備えているか。</p> <p>○ 「教育実施簿」が備え付けられているか。</p> <p>○ 教育実施簿は教育の実施ごとに作成しているか。</p> <p>○ 実施年月日、内容、方法、時間数、実施場所、実施者の氏名及び対象警備員の氏名を記録し、警備員指導教育責任者及び実施者が確認した旨が年度ごとに教育実施簿に記載されているか。</p> <p>○ 教育計画書に基づいて教育しているか。</p> <p>○ 教育実施簿は当該年度の終了の日から 2 年間備えているか。</p> <p>△ 部外実施教育を行っているか。 <input type="checkbox"/>行っている。 <input type="checkbox"/>行っていない。 行っている場合 △ 部外実施教育は、講義の方法又は実技訓練の方法で実施される基本教育及び業務別教育に限られているか。 △ 警備業者が使用し又は管理する施設以外で実施する部外実施教育を行っている場合には、次に掲げる者が行っているか。 <input type="checkbox"/>民法法人(一社 石川県警備業協会) <input type="checkbox"/>協同組合 <input type="checkbox"/>民法組合その他の団体 (実施団体の名称：)</p>	<p>・ 教育実施簿に記載の実施場所及び対象警備員数を確認し、物理的に実施できる場所及び人数であるか確認</p>	<p><input type="checkbox"/>適 <input type="checkbox"/>否</p> <p><input type="checkbox"/>適 <input type="checkbox"/>否</p> <p><input type="checkbox"/>適 <input type="checkbox"/>否</p> <p><input type="checkbox"/>適 <input type="checkbox"/>否</p> <p><input type="checkbox"/>適 <input type="checkbox"/>否</p> <p><input type="checkbox"/>適 <input type="checkbox"/>否</p> <p><input type="checkbox"/>適 <input type="checkbox"/>否</p> <p><input type="checkbox"/>適 <input type="checkbox"/>否</p> <p><input type="checkbox"/>適 <input type="checkbox"/>否</p> <p><input type="checkbox"/>適 <input type="checkbox"/>否</p> <p><input type="checkbox"/>適 <input type="checkbox"/>否</p> <p><input type="checkbox"/>適 <input type="checkbox"/>否</p> <p><input type="checkbox"/>適 <input type="checkbox"/>否</p> <p><input type="checkbox"/>適 <input type="checkbox"/>否</p>

	<p>○ 教育の実施時期は適切か。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新任警備員教育は、採用後警備員を実際に警備業務に従事させる前に実施しているか。 ・ 現任警備員教育は、年度(4月1日から翌年3月31日まで)ごとに実施しているか。(ただし新任警備員教育を受けた日の属する年度は、当該警備員に対する現任警備員教育を行わなくてもよい。) 	<p>が確保されているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新任教育で実施した業務別教育以外の業務に従事させる場合は、翌年度の現任教育で当該警備業務に係る業務別教育を実施する。 	<p><input type="checkbox"/>適 <input type="checkbox"/>否</p>
	<p>○ 教育実施簿の記載と警備員名簿の警備員教育の実施状況の記載と合致するか。</p> <p>○ 教育実施日時に、教育担当者又は教育を受けた警備員が他の業務に従事していないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 勤務表・管制表と教育実施簿を比較し矛盾点がないか確認 	<p><input type="checkbox"/>適 <input type="checkbox"/>否</p> <p><input type="checkbox"/>適 <input type="checkbox"/>否</p>
<p>服 装 (法 16 条、規則 28 条~30 条・32 条)</p> <p>護 身 用 具 (法 17 条、規則 28 条~30 条・32 条・66 条 1 項 3 号)</p>	<p>○ 届出書に添付されている写真どおりの服装を使用しているか。</p> <p>○ 未届けの服装を使用していないか。</p> <p>○ 「護身用具の種類ごとの数量を記載した書面」が備え付けられているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 金属製警戒棒 本</p> <p><input type="checkbox"/> 木製警戒棒 本</p> <p><input type="checkbox"/> 金属製警戒杖 本</p> <p><input type="checkbox"/> 木製警戒杖 本</p> <p><input type="checkbox"/> 非金属製の楯 枚</p> <p><input type="checkbox"/> 刺股 本</p> <p><input type="checkbox"/> 防刃・防弾チョッキ 着</p> <p>○ 届出書に記載されている種類、規格等と合致するか。</p> <p>○ 未届けの護身用具がないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 可能なら、服装・護身用具届、変更届の写真・規格と営業所にある実物を比較 	<p><input type="checkbox"/>適 <input type="checkbox"/>否</p> <p><input type="checkbox"/>適 <input type="checkbox"/>否</p> <p><input type="checkbox"/>適 <input type="checkbox"/>否</p> <p><input type="checkbox"/>適 <input type="checkbox"/>否</p> <p><input type="checkbox"/>適 <input type="checkbox"/>否</p>
<p>契 約 (法 45 条、規則 66 条 1 項 7 号)</p>	<p>○ 「警備契約先一覧表」が備え付けられているか。</p> <p>契約先一覧表に記載されている契約箇所は何件か。</p> <p>1号: 件 (うち機械警備 件)</p> <p>2号: 件、3号: 件、4号: 件</p> <p>○ すべての契約先が記載されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 記載漏れ、虚偽記載はないか。<input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無 <p>○ 当該営業所において行う警備業務の区分・種別は、申請書又は届出書のとおりか。</p> <p>○ 現に届け出た警備業務の区分に係る営業を営んでいるか。</p> <p><input type="checkbox"/> 現に営んでいる。(<input type="checkbox"/>全部 <input type="checkbox"/>一部)</p> <p><input type="checkbox"/> 入札に参加若しくは求人広告を出すなど営業活動をしている。(<input type="checkbox"/>全部 <input type="checkbox"/>一部)</p> <p><input type="checkbox"/> 現に営んでいない。(<input type="checkbox"/>全部 <input type="checkbox"/>一部)</p> <p>現に届け出た警備業務の区分に係る営業を営んでいない場合には、次のいずれかに該当するか。</p> <p><input type="checkbox"/> 認定を受けてから6月以内に営業を開始していない。</p> <p><input type="checkbox"/> 引き続き6月以上営業を休止している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約期間が終わったものを、一覧表から削除したり、新しく一覧表を作り替えても良い ・ 契約書及び日々の警備員の配置状況が記載されている勤務表、管制表等の呈示を求め、契約先一覧表に無い契約先がないかなどを確認 ・ 正当な事由がないのに、認定を受けてから6か月以内に営業を開始せず又は引き続き6か月以上営業を休止し、現に営業を営んでいない場合は認定取り消しの対象となる 	<p><input type="checkbox"/>適 <input type="checkbox"/>否</p> <p><input type="checkbox"/>適 <input type="checkbox"/>否</p> <p><input type="checkbox"/>適 <input type="checkbox"/>否</p> <p><input type="checkbox"/>適 <input type="checkbox"/>否</p>
<p>特定の種別の警備業務の実施 (法 18 条・規則 66 条 1 項 7 号・検定規則 1 条・)</p>	<p>○ 警備契約先一覧表には次に掲げる事項が、業務区分ごとに作成されているか。</p> <p>イ 当該契約に係る警備業務の依頼者</p> <p>ロ 警備業務に従事させる警備員の人数、担当業務(特定の種別の警備業務を行うものである場合には、当該種別に係る合格証明書の交付を受けている警備員の氏名を含む。)及び</p>		<p><input type="checkbox"/>適 <input type="checkbox"/>否</p>

<p>2条・3条)</p>	<p>警備業務を行う期間 (1号警備業務) 上記イ、ロ及び警備業務対象施設の名称及び所在地 (2号警備業務) 上記イ、ロ及び警備業務を行うこととする場所 (3号警備業務) 上記イ、ロ及び警備業務を行う路程 (4号警備業務) 上記イ、ロ及び警備業務の対象となる者の住所又は居所</p> <p>○ すべての契約先に係る事項を記載しているか。 ・ 契約件数 (件) ・ 記載漏れ (件)</p> <p>△ 警備業務の提供委託をしている契約は何件か。 (件)</p> <p>△ 警備業務の提供委託の場合に、次の事項が順守されているか。 ・ 委託先の認定の有無を確認しているか。 ・ 基本契約に係る契約書及び警備業務提供委託に係る契約書が作成されているか。 ・ 基本契約に係る契約書に、下請事業者の名称、所在地、警備業務提供委託に係る警備業務の内容等、所定の事項が記載されているか。 ・ 契約先一覧表に基本契約に係る契約書及び警備業務提供委託に係る契約書が添付されているか。</p> <p>△ 警備業務の提供委託を受けている契約は何件か。 (件)</p> <p>△ 警備業務の共同実施をしている契約は何件か。 (件)</p> <p>△ 警備業務の共同実施の場合に、次の事項が順守されているか。 ・ 共同企業体構成員の間で協定書が作成され、共同企業体構成員の氏名又は名称、代表者及び権限等、所定の事項が記載されているか。 ・ 警備計画書が作成されているか。 ・ 共同企業体と利用者との間で契約書が作成されているか。 ・ 協定書及び警備計画書又はその要旨が添付されているか。</p> <p>○ 配置基準に係る警備業務を行っているか。 <input type="checkbox"/> 行っている。 <input type="checkbox"/> 空港保安警備業務 <input type="checkbox"/> 施設警備業務 (空港関係に限る。) <input type="checkbox"/> 雑踏警備業務 <input type="checkbox"/> 交通誘導警備業務 <input type="checkbox"/> 貴重品運搬警備業務 (現金に限る。) <input type="checkbox"/> 行っていない。</p> <p>行っている場合、</p> <p>○ 警備契約先一覧表記載の警備員と配置する検定合格警備員の氏名が一致しているか。</p> <p>○ 検定合格警備員を特定の種別の警備業務に従事させる間は、当該種別に係る合格証明書を携帯させ、関係人の請求があるときは、提示させているか。 携帯確認の方法 <input type="checkbox"/> 直接確認 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> ()</p>	<p>・ 管制表、警備日報等の呈示を求め、配置基準に係る業務に従事している警備員が警備業務一覧表に記載されている合格警備員と合致しているか 確認</p>	<p><input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否</p> <p><input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否</p> <p><input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否</p> <p><input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否</p> <p><input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否</p> <p><input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否</p> <p><input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否</p>
---------------	--	---	--

<p>書面の交付 (法19条、規則33条~37条、施行令1条1項)</p>	<p>○ 契約を締結するまでに、依頼者に書面を交付したか。(契約締結前書面)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 確認契約件数 (件) ・ 未交付数 (件) <p>※顧客の承諾を得て、書面の交付に代えて電子メール等を利用して書面に記載すべき事項を提供する方法や、業者のホームページにおいて依頼者がダウンロードする方法も可</p> <p>○ 依頼者に当該書面を十分に読むべき旨を告げて交付する方法その他の警備業務の依頼者が確実に当該書面の記載内容を了知する方法により交付しているか。</p> <p>※その他の了知する方法としては、当該書面を読み聞かせる方法、依頼者が当該書面を十分読んだ場合はその旨の記述及び署名を求める方法をいう。</p> <p>○ 交付書面には必要事項が明記されているか。</p>	<p>・ 最近の契約を抽出するなど合理的に確認</p>	<p><input type="checkbox"/>適 <input type="checkbox"/>否</p> <p><input type="checkbox"/>適 <input type="checkbox"/>否</p> <p><input type="checkbox"/>適 <input type="checkbox"/>否</p>
	<p>○ 契約を締結したときに、遅滞なく依頼者に書面を交付をしたか。(契約締結後書面)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 確認契約件数 (件) ・ 未交付数 (件) <p>○ 依頼者に当該書面を十分に読むべき旨を告げて交付する方法その他の警備業務の依頼者が確実に当該書面の記載内容を了知する方法により交付しているか。</p> <p>○ 交付書面には必要事項が明記されているか。</p>	<p>・ これらの事項をすべて一通の書面に記載する必要はなく、名称のいかんを問わず、契約締結時に依頼者に交付する書面に、総じて記載されてい</p> <p>・ 例えば、契約書に契約締結後書面のすべての項目が網羅されていれば、新たに書面を交付する必要はない</p>	<p><input type="checkbox"/>適 <input type="checkbox"/>否</p> <p><input type="checkbox"/>適 <input type="checkbox"/>否</p> <p><input type="checkbox"/>適 <input type="checkbox"/>否</p>
<p>苦情の解決 (法20条、規則66条1項8号)</p>	<p>○ 契約の相手方等からの苦情等を受け付ける窓口を設けているか。</p> <p>○ 契約の相手方等からの苦情等の受け、処理経過について記録しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「苦情処理簿」が備え付けられているか。 <input type="checkbox"/>いる <input type="checkbox"/>いない ・ 苦情を申し出た者の氏名及び連絡先、苦情の内容、原因究明の結果、苦情に対する弁明の内容、改善措置並びに苦情処理を担当した者の氏名を記載しているか。 <input type="checkbox"/>いる <input type="checkbox"/>いない ・ 契約の相手方等からの苦情その他紛議の解決に努力しているか。 <input type="checkbox"/>いる <input type="checkbox"/>いない 		<p><input type="checkbox"/>適 <input type="checkbox"/>否</p> <p><input type="checkbox"/>適 <input type="checkbox"/>否</p>
<p><input type="checkbox"/>違反なし <input type="checkbox"/>違反あり</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>1 標識掲示義務違反 <input type="checkbox"/>2 認定更新申請違反 <input type="checkbox"/>3 営業所設置等届出義務違反 <input type="checkbox"/>4 変更届出義務違反 <input type="checkbox"/>5 名義貸し禁止違反 <input type="checkbox"/>6 警備員の制限違反 			

- 7 他人の権利、自由、団体活動の侵害
- 8 服装違反
- 9 護身用具違反
- 10 特定の種別の警備業務の実施基準違反
- 11 書面交付義務違反
- 12 苦情解決努力義務違反
- 13 教育義務違反
- 14 指導監督義務違反
- 15 警備員指導教育責任者不選任
- 16 営業所備付け書類不整備
 - 警備員名簿
 - 警備員用の誓約書 欠格事由に該当しないことを確認した措置書面
 - 護身用具一覧表
 - 警備員指導計画書
 - 警備員教育計画書
 - 教育実施簿
 - 警備契約先一覧表
 - 苦情処理簿
- 17 立入検査拒否等（報告若しくは資料の提出、虚偽記載を含む）
- 18 指示処分違反
- 19 営業停止、廃止命令違反
- 20 警備業務に関し他法令違反
- 21 その他（)

措置	<input type="checkbox"/> 指導（ ） <input type="checkbox"/> 行政処分（ ） <input type="checkbox"/> 検挙
----	---

基地局用

立 入 検 査 票

実施年月日	年 月 日 午前・後 時 分 ~ 午前・後 時 分			
実施者				
立会人	役職	<input type="checkbox"/> 代表者 <input type="checkbox"/> 管理者 <input type="checkbox"/> ()	氏名	ほか 名
事前調査事項 ※立入検査前に記入				
警備業者	種 別	<input type="checkbox"/> 4 条業者 <input type="checkbox"/> 9 条前段業者		
	氏名又は名称			
	住 所			
	法人にあっては、その代表者の氏名			
	認定の番号	<input type="checkbox"/> 石川 <input type="checkbox"/> 県公安委員会 第 号		
基地局	名 称			
	所 在 地			
	<input type="checkbox"/> 設置年月日 <input type="checkbox"/> 区域内における 機械警備業務の 開始年月日	年 月 日		
機械警備業務管理者	住 所	氏 名 (生年月日) (年 月 日生)		
調査事項 ※立入検査時に記入				
※ 調査事項の各項目の冒頭の○は法令上の義務に関する事項であり、△は警察庁の行政指導に関する事項である。 ※ 該当する□に✓を記載すること。 ※ 確認資料の名称は、業者によって異なる場合がある。 ※ 調査事項中の () 内に該当する事項を具体的に記載すること。				
調 査 区 分	調 査 事 項		調査ポイント	調 査 結 果
基	基地局の設置等 (法 40 条~42 条、規則 53 条~60 条)	○ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名、認定をした公安委員会の名称及び認定の番号は、届出書のとおりか。 ○ 基地局の名称及び所在地は、届出書のとおりか。	・ 最新の届出事項を基に確認する	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
	機械警備業務管理者の業務 (法 42 条、規則 60 条)	○ 機械警備業務管理者の氏名、住所、生年月日、資格者証を交付した公安委員会の名称及び資格者証の番号は、届出書のとおりか。 ○ 機械警備業務管理者は専任配置か。	・ 住所変更の届出が忘れがち	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
	機械警備業務管理者の業務 (法 42 条、規則 60 条)	○ 「警備業務用機械装置の運用を円滑に行うための計画」を作成しているか。 ※警備業務用機械装置による対象施設の警戒、		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否

地 局	・ 61 条)	<p>機械装置の維持管理(日常的及び軽易な故障の際の応急的な修理等を言う)その他の機械装置の運用を言い、「計画」とは、指令業務に従事する警備員の勤務予定、機械装置の定期的な点検予定、故障の際の措置等をいう。</p> <p>○ 当該計画に基づき警備業務用機械装置の運用を行うように警備員その他の者を監督しているか。</p>	<p>・ 警察への即時通報依頼に係る対象施設を把握しているから ※警察から協力を依頼しているものである。</p>	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
		<p>○ 「指令業務に関する基準」を作成しているか。</p>		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
		<p>○ 当該基準により指令業務を統制するため指令業務に従事する警備員を指導しているか。</p>		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
		<p>○ 警備員に対し、警察機関への連絡について指導を行っているか。</p>		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
		<p>○ 基地局備付け書類の記載について監督しているか。</p>		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
		<p>○ 機械警備業務の管理について機械警備業者に必要な助言をしているか。</p>		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
書類の備付け (法 44 条・規則 64 条 ・ 65 条)	<p>○ 「待機所ごとに、配置する警備員の氏名を記載した書類」が備えられているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 待機所に配置する警備員の総数は何人か。 (人) ・ 待機所に配置している警備員が所属する営業所はどこか。 (名称： 営業所) ・ 待機所に配置する警備員を除き、基地局に配置している警備員(司令員等)が所属する営業所はどこか。 (名称： 営業所) ・ 基地局に何人警備員が配置されているか。 (人) <p>○ 待機所に配置する警備員の氏名及び業務内容と警備員名簿に記載された警備員の氏名及び業務内容が一致しているか。</p> <p>○ 他の警備業者と提携し現場確認させていないか。</p>	<p>・ 勤務表・管制表による確認</p>	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	
			<p>○ 「警備業務対象施設の名称及び所在地を記載した書類」が備えられているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象施設数(件) <p>○ 当該書類に記載されている警備業務対象施設の名称、所在地は、営業所備付け書類である警備契約先一覧表の「警備業務対象施設の名称及び所在地」と一致しているか。</p>	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
			<p>○ 「基地局及び待機所の位置並びに待機所ごとの警備業務対象施設の所在する地域を地図上に記載した書類」が備えられている</p>	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
			<p>○ 基地局、待機所及び警備対象施設の所在する地域が地図上に適正に記載されているか。</p>	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
			<p>○ 明確にわかるように色分けがされ、適正な規格の用紙を用いているか。</p>	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
			<p>○ 「待機所ごとに、市区町村の区域ごとの警備業務対象施設の数に記載した書類」が</p>	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否

		<p>び所在地は警備契約先一覧表の記載と一致しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 講じた措置とその結果が記載されているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 警備員が現場に向かった場合にあっては、受信時から現場に到着するまでに要した時間が記載されているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 必要な措置（警察への連絡、基地局への連絡、現場保存等）を講じているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 現場に臨場した警備員の氏名を記載しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 現場処理報告書と受信装置の記録、プリンター用紙（ジャーナル）等に打ち出された時間との間に矛盾点はないか。</p> <p><input type="checkbox"/> 受信日から1年間備え付けているか。</p>	<p><input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否</p> <p><input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否</p> <p><input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否</p> <p><input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否</p> <p><input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否</p> <p><input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否</p>	
待機所	即応体制 (法40条・43条・44条、規則54条・64条・65条)	<p><input type="checkbox"/> 待機所の名称及び所在地は、届出書のとおりか。</p> <p><input type="checkbox"/> 警備業務対象施設の所在する市町村の名称は、届出書のとおりか。</p>	<p>・PC画面に表示させたもので確認しても良い</p> <p>・警備業務対象施設の所在する市町村の名称に係る変更届がよく忘れられている</p>	
		<p><input type="checkbox"/> 配置されている警備員の氏名は適正か。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該待機所に係る警備業務対象施設ごとに、警備業務対象施設の所在する場所及び当該待機所から警備業務対象施設までの路程について、配置されている警備員が知ることができる資料があるか。</p>		<p><input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否</p> <p><input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否</p>
		<p><input type="checkbox"/> 配置されている装備の種類ごとの数量は適正か。</p>		<p><input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否</p>
		<p><input type="checkbox"/> 警備対象施設の鍵の保管は適正か。</p>		<p><input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否</p>
立入実施結果	<p><input type="checkbox"/> 違反なし</p> <p><input type="checkbox"/> 違反あり</p> <p><input type="checkbox"/> 1 機械警備業務開始届出義務違反</p> <p><input type="checkbox"/> 2 機械警備業務変更届出義務違反</p> <p><input type="checkbox"/> 3 機械警備業務管理者不選任</p> <p><input type="checkbox"/> 4 即応体制の整備義務違反</p> <p><input type="checkbox"/> 5 基地局備付け書類不整備</p> <p><input type="checkbox"/> 待機所ごとに、配置する警備員の氏名を記載した書類</p> <p><input type="checkbox"/> 警備業務対象施設の名称及び所在地を記載した書類</p> <p><input type="checkbox"/> 基地局、待機所の位置及び待機所ごとの対象地域を地図上に記載した書類</p> <p><input type="checkbox"/> 待機所ごとに、市区町村の区域ごとの警備業務対象施設数を記載した書類</p> <p><input type="checkbox"/> 待機所から対象施設までの路程図</p> <p><input type="checkbox"/> 待機所ごとに、配置する装備品の数量等を記載した書類</p> <p><input type="checkbox"/> 異常発報対応記録を記載した書類</p> <p><input type="checkbox"/> 6 立入検査拒否等（報告若しくは資料の提出、虚偽記載を含む）</p> <p><input type="checkbox"/> 7 指示処分違反</p> <p><input type="checkbox"/> 8 営業停止、廃止命令違反</p> <p><input type="checkbox"/> 9 警備業務に関し他法令違反</p> <p><input type="checkbox"/> 10 その他</p>			
	措置	<p><input type="checkbox"/> 指導 () <input type="checkbox"/> 行政処分 () <input type="checkbox"/> 検挙</p>		

別記様式第 22 号 (第 17 関係)

		第 年 月 日		
石川県警察本部長 殿		長		
警備業者等行政処分上申書				
被 処 分 者	本籍、住所、 氏名・生年月 日、(法人の場 合は名称、所在 地、代表者の氏 名)			
	認定の番号		認定年月日	
	認定をした公安委員会の名称		公安委員会	
	資格者証等	番 号		交付年月日
		交付した公安委員会の名称		公員委員会
交付に係る資格者証等の名称				
処分を必要とする理由				
適用法条				
処分上の意見				
その他参考事項				

別記様式第 23 号 (第 17 関係)

年 月 日

石川県公安委員会 殿

(住所)

(氏名)

受 領 書

1 行政処分決定書 石川県公安委員会指令第 号
ただし、 年 月 日の聴聞により決定した行政処分決定書

2 指示書 石川県公安委員会指令第 号

3 弁明通知書 石公第 号

上記のとおり受領しました。

別記様式第 24 号（第 18 関係）

被 処 分 者	認 定 の 番 号	公安委員会 第 号
	氏 名 又 は 名 称	
	代 表 者 の 氏 名	
	主たる営業所の所在地	
	処分に係る営業所の名称及び所在地	
処 分 年 月 日	年 月 日	
処 分 内 容		
処分理由・根拠法令		
処分を行った公安委員会	公安委員会	

注 1) 処分内容欄には、認定の取消し、営業廃止命令、営業停止命令、指示の別を記載し、営業停止命令の場合には、併せて停止期間を記載する。

注 2) 処分理由欄には、処分の原因となった行為の概要を簡潔に記載する（例：「立入検査を実施したところ、警備員に対する教育義務違反が判明したもの」等）。